2014 年度　海外セミナー

イタリアセミナー

募集案内



京 都 外 国 語 大 学

京都外国語短期大学

海外セミナーの目的およびプログラムの特徴

海外セミナーは、海外において語学研修を行い、異文化社会に直接触れることを通して、国際的感覚を養い、国際社会において活躍できる素地を育成することを目的としています。

プログラムは、あらかじめ本学と本学協定大学との間で充分協議し、双方の合意のもとに作成しており、外国語の授業ばかりではなく、施設見学や課外活動も含まれています。

また、本学の専任教員が引率しますので、初めて海外に行く人でも安心して参加できます。

目　次

〈概 要〉…… 1
〈出発までの日程（予定）〉…… 2
〈日程表（予定）〉…… 3
〈ペルージャ外国人大学での研修〉…… 4
〈ペルージャ外国人大学でのスケジュール（予定）〉…… 6
〈宿泊先〉…… 7
〈海外旅行傷害保険〉…… 8
〈参加費用〉……12

〈概　要〉

研修期間	2015 年 2 月 28 日（土）～ 3 月 30 日（月）[31 日間]（予定）
研修場所	ペルージャ外国人大学
研修内容	4 週間の語学研修
宿泊場所	レジデンス：2 月 28 日（土）～ 3 月 28 日（土）
参加資格	・参加申込時から海外セミナー終了まで正規生として本学の学部 1～3 年次または短期大学 1 年次に在学している人 ・本学でイタリア語を履修している人、または履修していた人 ・本学指定の海外旅行傷害保険に加入できる人 ・「誓約書」の内容を理解し、了承している人 ・同セミナーに参加したことがない人
参加定員	15 名（最少催行人員：10 名） ※ 最少催行人員を満たさない場合は、原則実施しません。 ※ 参加定員を超えた場合は、抽選を行います。
参加費用	404,000 円 （詳細は 12・13 ページを参照してください）
引 率 者	本学専任教員 1 名
評　　価	イタリアにおける研修および帰国後のリポートにより総合的に評価を行い、合格点（60 点以上）の学生には、卒業に必要な単位として 4 単位を認定します。

〈出発までの日程（予定）〉

日　　時	内　　容	場　　所
11 月 7 日（金） 12:30～13:15	**第 1 回オリエンテーション**	R841
11 月 13 日（木） 12:30～13:15	**第 2 回オリエンテーション（語学研修の内容）**	R841
11 月 17 日（月）	**必要書類提出期限**	国際部
12 月 1 日（月） ↓ 12 月 5 日（金）	**参加費用納入期間**	
12 月 5 日（金） 12:30～13:15	**第 3 回オリエンテーション** **（危機管理と海外旅行傷害保険）**	R941
12 月 12 日（金） 12:30～13:15	**第 4 回オリエンテーション** **（研修中の生活、出発前の準備、外貨への両替）**	R841
2015 年 2 月 9 日（月） （時間未定）	**最終オリエンテーション**	未定
2 月 28 日（土）	**出発**	関西国際空港

※ 上記以外に、引率教員によるオリエンテーションを 1～2 回行う予定です。

〈日程表（予定）〉

日次		地名	現地時間	交通機関	スケジュール	食事		
						朝	昼	夕
1	2/28 （土）	関西国際空港 発 ローマ 着 ペルージャ 着	14:15 19:15	AZ793 大学バス	空路、ローマへ 到着後、レジデンスへ （ペルージャ）		機内	機内
2 ↓ 29	3/1 （日） ↓ 3/28 （土）	ペルージャ			ペルージャ外国人大学にて語学研修 （ペルージャ）	各自	各自	各自
30	3/29 （日）	ペルージャ 発 ローマ 発	15:30	大学バス AZ792	集合 空港へ 空路、帰国の途へ （機中）	各自	各自	機内
31	3/30 （月）	関西国際空港 着	10:45		入国手続後、解散	機内		

〈利用航空会社〉 AZ ：アリタリア航空

① この日程表は最も新しい資料により作成していますが、交通機関の都合により変更する場合があります。

② 出発当日の集合時間は、搭乗便出発時刻の約 2 時間半前となります。

③ スケジュール欄の（　　）内は宿泊地名です。

〈ペルージャ外国人大学での研修〉

1. ペルージャ外国人大学（Università per Stranieri di Perugia）紹介

　ペルージャ外国人大学は、1920 年の初頭に外国へ向けてイタリア語とイタリア文明を広めることを目的として設立された大学で、イタリアの中でも優れた歴史のある国立の教育機関のひとつと言われています。1990 年代には、イタリア人学生を対象にした学位取得課程を設置し、イタリア語とイタリア文化の教育と普及の促進、そしてコミュニケーションと広告の分野における教育も開始しました。現在ではおよそ 2,500 人のイタリア人学生と世界 100 ヵ国からの 5,000 人の留学生が学ぶ、国際色豊かな大学となっています。

Università per Stranieri di Perugia
Palazzo Gallenga, Piazza Fortebraccio 4
06123 Perugia, Italy.
Tel: +39 075 57461　　Fax: +39 075 5732014
URL: http://www.unistrapg.it/



2. 語学研修について

授業は月曜日から金曜日（1 日 4 時間）までで、イタリア語会話を中心に行い、その他、レベルによってはイタリア語の文化、歴史の授業も含まれています。

また、オルヴィエート、ローマおよびフィレンツェへのエクスカーションも予定しています。

3. ロケーション・環境

ペルージャはイタリアの中部、ローマとフィレンツェの間に位置するウンブリア州の州都で、人口約 15 万人の都市です。中世の町並みが続く丘の上の町で、13 世紀の大噴水、大聖堂、国立ウンブリア美術館のあるプリオーリ宮殿などの歴史的建造物が立ち並んでいます。また、年間の文化活動や行事が豊富なことでも知られています。サン・フランチェスコ聖堂と城壁で有名な、アッシジが最寄りの町です。

〈ﾍﾟﾙｰｼﾞｬ外国人大学でのｽｹｼﾞｭｰﾙ（予定）〉

2015年3月 京都外国語大学 イタリア語短期研修プログラム

月	火	水	木	金	土	日
				2月27日	2月28日 ローマ着 ペルージャへ 移動	3月1日 終日自由
2日 登録手続き オリエンテーション	3日 授業	4日 授業	5日 授業	6日 授業	7日 ①オルヴィエート 訪問	8日 終日自由
9日 授業	10日 授業	11日 授業	12日 授業	13日 ②ローマ訪問	14日 ②ローマ訪問	15日 終日自由
16日 授業	17日 授業	18日 授業	19日 授業	20日 ③フィレンツェ 訪問	21日 終日自由	22日 終日自由
23日 授業	24日 授業	25日 授業	26日 授業	27日 授業 オリエンテーション	28日 終日自由	29日 ローマ発
30日 関空着						

イタリア語コースの授業は、A1～B2レベルでは「イタリア語文法」「イタリア語演習」「イタリア語の表記と発音」の3科目であわせて週20時間となっており、本プログラムでは合計５０～５５時間の受講が予定されています（時間割、受講時間数は通学するクラスによって異なります）。通学するクラスは3月2日のレベルチェック・テストの結果によって決められます。

①オルヴィエート訪問は、ウンブリア州南部の町ORVIETO（オルヴィエート）と、アニメ『天空の城ラピュタ』のモデルになったといわれている町CIVITA DI BAGNOREGIO（チビタ・ディ・バニョレッジョ）を日帰りで訪問する予定です。引率スタッフ同行で、貸し切りバスを利用します。

②ローマ訪問は1泊2日の予定です。引率スタッフ同行で、ローマへの移動は電車を利用します。

③フィレンツェ訪問は、引率スタッフ同行で貸し切りバスを利用して日帰りの予定です。任意でホテル等を予約（自己負担）し、土曜・日曜に自由旅行を計画することも可能です。

以上のほか、日本語コース授業への参加や、夕食会等の企画がされる予定です。

※ この日程は最新の情報をもとに作成していますが、研修先大学の都合により変更になる場合があります。

〈宿泊先〉

［学生寮］

原則として、レジデンス（学生寮）に参加学生 2 人で 1 部屋に宿泊します（ただし、1 人のみまたは 2 人以上を 1 部屋に配置する場合もあります）。なお、語学研修中の食事は、以下のとおりです。

朝　食	昼　食	夕　食
各自（自炊）		

HOTEL SIGNA 別館 （レジデンス）

Via del Grillo, 9, 06121, Perugia (Umbria), Italy

Tel: +39 075 5724180　　Fax: +39 075 5724180

〈海外旅行傷害保険〉

本学では海外セミナーの実施にあたっては、参加者の安全確保を第一に計画していますが、海外セミナー期間中、病気やけがをした場合、多額の治療費や移送費等がかかる場合があります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。

したがって、海外セミナー参加者に対しては、本学が指定する海外旅行傷害保険への加入を義務付けていますので、所定の期日までに必ずセミナーの全期間をカバーする海外旅行傷害保険（下表参照）に加入してください。

なお、海外旅行傷害保険の詳細および加入方法については、12 月 5 日のオリエンテーションの中でご案内します。

また、参加者が個人で加入する保険とは別に、本学が万一の備えとして保険料を負担して、以下の保険に加入しています。

傷害死亡・後遺障害	2,000 万円

※上記保険金の受取人は「法定相続人」となります。

本学が指定する海外旅行傷害保険

ご契約タイプ		5M	3S	GM	1S
保険金額	傷害死亡	5000万円	3000万円	1000万円	1000万円
	傷害後遺障害	5000万円	3000万円	1000万円	1000万円
	治療･救援者費用	無制限	5000万円	無制限	5000万円
	応急治療救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾病死亡	3000万円	3000万円	1000万円	1000万円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	50万円	30万円	10万円	10万円
	航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円	10万円
	航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円
お支払いいただく保険料		14,850円	11,110円	8,940円	8,140円

保障内容の詳細につきましては、次頁以降の重要事項説明書Ⅰ契約概要のご説明をご覧ください。

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
取扱代理店	保険企画木村　木村浩章 TEL（075）221－2900 FAX（075）221－2229

重要事項説明書
契約概要・注意喚起情報のご説明

海外旅行保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。

TOKIO MARINE NICHIDO

2010年1月1日以降始期用

必ずこの説明書を最後までお読みください





ご不明な点は、ご遠慮なく代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約者[注1]と被保険者[注2]が異なる場合は、ご契約者から契約内容、本説明書の内容を被保険者全員にご説明ください。



・弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
・留学等をされる場合で、保険証券または保険契約証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または弊社までお申し出ください。

Ⅰ 契約概要のご説明

海外旅行保険の、特に重要な情報をご説明したものです。

ステップ1 補償内容について

ステップ2 保険料・その他について



ご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「海外旅行保険ハンドブック」(弊社ホームページに掲載している「ご契約のしおり(約款)」や「パンフレット」をご確認ください。

ステップ1 補償内容について

① 海外旅行保険のしくみ

海外旅行中の、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、病気の発病、携行品の盗難といった様々な事故に対して保険金をお支払いします。

海外に永住される方や帰国予定のない方を被保険者[注2]とすることはできません。

② 保険金をお支払いする主な場合

詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。



- 主な保険金について記載しております。また、ご契約の内容によってセットできる保険金の種類の組み合わせ等は異なります。
- ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

傷害死亡保険金

お支払いする場合　海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）

お支払い額　傷害死亡保険金額の全額

同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

傷害後遺障害保険金

お支払いする場合　海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

お支払い額　（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の3%～100%



保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

用語解説

注1 【ご契約者】
保険契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

注2 【被保険者】
保険の対象となる方のことをいいます。

治療・救援費用保険金

治療費用部分

お支払いする場合
①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
②海外旅行開始後に発病した病気*1により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合
③海外旅行中に感染した特定の感染症により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合

お支払い額 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額

ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

救援費用部分

お支払いする場合
①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合
③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等

お支払い額 ご契約者、被保険者*2または被保険者の親族の方が実際に支出した親族のかけつけ費用等で社会通念上妥当と認められる金額

益
お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。

疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金

（インターネットや空港に設置している自動引受機でお申込み手続きを行われる場合等はセットできない場合があります。）

お支払いする場合
①治療費用部分
海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*2により医師の治療を受けられた場合
②救援費用部分
海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*2により3日以上続けて入院された場合

お支払い額 実際に支出した治療費用、救援費用等で社会通念上妥当と認められる金額かつ同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額が限度となります。

海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、住居（被保険者*2が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることができません。

疾病死亡保険金

お支払いする場合
①海外旅行中に病気で死亡された場合
②海外旅行開始前に発病した病気*1により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
③海外旅行中に感染した特定の感染症により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

お支払い額 疾病死亡保険金額の全額

賠償責任保険金



お支払いする場合 海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

お支払い額 損害賠償金の額

1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

携行品損害保険金



お支払いする場合 海外旅行中に携行品*3が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

お支払い額 旅行者1名、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計で5万円、旅券については1回の保険事故について5万円）を限度とした損害額

お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。また、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は30万円となります。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

偶然事故対応費用保険金



お支払いする場合 海外旅行中の予期せぬ偶然な事故*4により被保険者*2が海外旅行中に次の費用の負担を余儀なくされた場合

①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代 ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥渡航先での各種サービス取消料等 ⑦身の回り品購入費

お支払い額 実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額（払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額等を除きます。）

お支払いする保険金は、保険期間を通じて上記①～⑥の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります（ただし、③食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。）。また、⑦身の回り品購入費については、①～⑥とは別に、偶然事故対応費用保険金額の2倍が保険期間中の限度となります。
※費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

＊1 海外旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
＊2 海外旅行中に生じることについて被保険者*2があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
＊3 カメラ、カバン、衣類等被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品をいい、現金・小切手・クレジットカード・定期券・コンタクトレンズ・義本・設計書・図案・帳簿等の書類・データ、ソフトウエア等の無体物、サーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの、居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者*2が居住している戸室内）にある間および別送品は含まれません。
＊4 本保険金における「予期せぬ偶然な事故」とは、公的機関、交通機関、旅行会社等によって事故の発生が証明されるものに限ります。また、③食事代は航空機の出発遅延・欠航・運休、悪路地震更等により、出発地または乗継地において、8時間以内に代替機が利用できなかったために負担した費用、⑦身の回り品購入費は航空会社に運搬を委託した手荷物が航空機到着後6時間以内に運搬されなかった場合に到着後96時間以内に目的地において負担した費用に限ります。

③ 保険金をお支払いしない主な場合



●P.4記載の「保険金をお支払いしない主な場合」とあわせてご確認ください。
●詳細は「海外旅行保険ハンドブック」に掲載している特約*3の「保険金を支払わない場合」等の項目をご確認ください。

傷害死亡保険金／傷害後遺障害保険金／治療・救援費用保険金／疾病死亡保険金
・海外旅行開始前、終了後に発生したケガ、旅行開始前に発病した病気による治療費用（疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされている場合で、疾病に関する応急治療・救援費用保険金のお支払いの対象となるときを除きます。）
・妊娠・出産・早産・流産およびこれらが原因の病気、歯科疾病による治療費用
・海外でのカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療費用 等

用語解説

*3【特約】
普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するもの。なお、特約だけで契約することはできません。

疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金
・次のような場合：海外旅行終了後に治療を開始した場合、その病気の治療または症状の緩和を目的とする旅行であった場合、海外旅行開始前において、被保険者[3]が渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合
・次のような費用：旅行中も支出することが予定されていた通術、義手義足、ベースメーカー、車椅子その他の器具等の継続的な使用に関わる費用、温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用、あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティック等の費用、運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用、臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用、眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および装脱に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用、毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用、不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用　等

賠償責任保険金
・職務遂行に関する賠償責任
・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任*5
・航空機、船舶、車両*6、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
・親族に対する賠償責任　等

*5　ホテル等の宿泊施設の客室等に与えた損害、レンタル会社より直接借用した旅行用品等に与えた損害はお支払いの対象となります。
*6　レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等は保険金お支払いの対象となります。

携行品損害保険金
・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如・自然の消耗・さび・変色・虫食い
・置き忘れ・紛失
・山岳登はん(ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用するもの)等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害
・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
・差し押え、破壊等の公権力の行使による損害　等

偶然事故対応費用保険金
・ご契約者、被保険者[3]、保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反
・地震、噴火またはこれらによる津波
・妊娠・出産・早産・流産およびこれらが原因の病気
・歯科疾病
・運行時刻が定められていない交通機関(例：タクシー)の遅延または欠航・運休
・山岳登はん・航空機操縦等の危険な運動、自動車等による公道外での競技・競争・試運転中等に生じたケガ　等

④ その他のオプション(特約[3])について

※空港に設置している自動引受機でお申込み手続きを行う場合、下記オプション(特約[3])をセットすることはできません。

家族旅行特約	同行される家族(ご本人の配偶者、生計を共にする同居の親族・別居の未婚のお子様に限ります。)をまとめてご契約いただく場合にセットする特約です。本特約をセットした場合には、補償内容が一部変更となりますので、パンフレット等にてご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いしない主な場合
航空機寄託手荷物保険金*7	乗客として搭乗する航空機到着後6時間以内に、航空会社に運搬を委託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合 お支払い額　到着後96時間以内に目的地で負担した衣類・生活必需品購入費等 ❶ 1回の事故について10万円が限度となります。手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。	・ご契約者、被保険者[3]、保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波　等
航空機遅延保険金*8	①航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休等により、出発予定時刻から6時間以内に代替機が利用できない場合、②搭乗した航空機の遅延等により、乗継便に搭乗できず、かつ乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 お支払い額　出発地または乗継地において実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費等の費用のうち、社会通念上妥当と認められる金額 ❶ 1回の事故について2万円を限度とします。	

*7　「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。　*8　「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

ステップ2　保険料・その他について

⑤ 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間(保険のご契約期間)は旅行期間にあわせて、最長2年までの間で設定してください。

●この保険では、旅行期間とは海外旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者[3]が居住している戸室内をいいます。
●交通機関が遅延または欠航・運休した場合、被保険者[3]が医師の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
●実際にお客様がご加入される保険期間については、申込書等にてご確認ください。

⑥ 保険金額等の引受条件

保険金額は原則としてご契約タイプの中からお選びください。

●各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、被保険者[3]の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に被保険者が保険始期日時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。
●実際にお客様がご加入される保険金額については、申込書等にてご確認ください。

⑦ 保険料と払込方法

●保険料は被保険者[3]の年齢・保険金額・保険期間・旅行中に行う運動等により決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、申込書等にてご確認ください。
●保険料の払込方法は特定の特約[3]をセットした場合を除き、ご加入と同時に全額を払い込む一時払となります。

⑧ 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金

●この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
●ご契約を解約[4]される場合は、代理店または弊社までご連絡ください*9。
なお、解約された場合、契約内容や解約の条件により、未経過期間[5]に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いできる場合があります。
*9　包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。

◆東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容に関するご意見・ご相談等はお客様相談センターにて承ります。

0120-650-350
受付時間：平　日 午前9時～午後8時
土・日・祝日 午前9時～午後5時
(年末年始を除きます。)
保険に関するご意見・ご相談等(国内から)

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

◆一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 〈通話料有料〉
PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

用語解説

4 [解約]
ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より解約に必要な手続きをとっていただきます。

5 [未経過期間]
保険期間のうち、まだ経過していない期間のことをいいます。

〈参加費用〉

※下記の参加費用は、9 月 20 日現在の概算見積額です。

1．本学納入分

（1）航空運賃（往復） ※ 燃油サーチャージを含む。	**140,000** 円
（2）ﾍﾟﾙｰｼﾞｬ外国人大学での語学研修費	**261,000** 円
（3）渡航手続取扱料	**3,000** 円
合　　計	**404,000** 円

【費用に含まれるもの】　往復航空運賃、語学研修費、語学研修中の宿泊費およびプリペイド式携帯電話のレンタル料
※ 語学研修中の食費は、上記費用に含まれていません。
※ 携帯電話の通話料は、上記費用に含まれていません。

※参加者数、為替相場の変動および原油価格の高騰によって参加費用が変わる場合があります。

2．その他費用

項　目	費　用	備　考
① パスポート申請手数料	11,000 円 ～ 16,000 円	5 年用：11,000 円、10 年用：16,000 円
② 海外旅行傷害保険料	8,140 円 ～ 14,850 円	東京海上日動火災
③ 語学研修中の食費	43,000 円 ～ 59,000 円	1 日約 10～14EUR
④ 語学研修の教材費	0 円 ～ 2,900 円	受講レベルによって異なる
合　計	62,140 円 ～ 92,750 円	

[1EUR=145 円で計算]

※ おこづかいは、50,000 円～150,000 円程度が目安になります。

3．取消料について

参加申し込み後の取り消しは原則として認めていませんが、病気等やむを得ない理由で参加を取り消す場合は、以下のとおり取消料を支払うことになります。

（1）航空運賃（往復）

①	2015 年 1 月 28 日以降 2 月 24 日まで	旅費の 20%
②	2015 年 2 月 25 日以降 2 月 27 日まで	旅費の 50%
③	2015 年 2 月 28 日および無連絡不参加の場合	旅費の 100%

（2）ペルージャ外国人大学での語学研修費

語学研修費の取消料については、ペルージャ外国人大学と調整した上で決定します。

ただし、2015 年 2 月 20 日以降に参加を取り消す場合、また無連絡不参加の場合は、払い戻しはできません。

※ ペルージャ外国人大学から返金される際の銀行手数料は、参加辞退者の負担となります。また、日本円に換金する際に為替差損が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

（3）渡航手続取扱料

払い戻しはできません。

◆お問い合わせ◆

【京都外国語大学　京都外国語短期大学　国際部】
〒615-8558　京都市右京区西院笠目町 6
Tel:　075-322-6043
Fax:　075-322-6243

海外セミナー説明会

	セミナー名	日時・場所
説 明 会	イギリスセミナー	2014 年 9 月 24 日（水）12:30～　R.844
	スペインセミナー	2014 年 9 月 24 日（水）12:30～　R.941
	ドイツセミナー	2014 年 9 月 25 日（木）12:30～　R.841
	ポルトガルセミナー	2014 年 9 月 25 日（木）12:30～　R.941
	フランスセミナー	2014 年 9 月 26 日（金）12:30～　R.841
	イタリアセミナー	2014 年 9 月 26 日（金）12:30～　R.941

申 込 方 法

参加希望者は、上記説明会に参加し、下記の申込書類を申込期間内に国際部（9 号館 5 階）に提出してください。

① 海外セミナー参加申込書
② 海外セミナー学修計画書
③ 誓約書

［申込期間］
2014 年 10 月 6 日（月）～ 10 月 13 日（月）

※ 説明会に参加できない人は、各セミナーの参加申込書類および資料を国際部に取りに来てください。

① 申込期間終了後、申込者が最少催行人員を満たさなかった場合のみ、追加募集を行います。追加募集については、申込期間終了後に掲示および京都外大 Web Campus にて発表します。